

契約書（案）については、あくまでも案です。落札業者が決定した際に当該業者と調整を要する場合は協議します。

電気需給契約書（案）

発注者 鹿屋市 と受注者 ●●●● ●●●● は、鹿屋市役所本庁舎外54施設で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

（1）霧島ヶ丘公園

基本料金 ●●●円/kW

電力量料金 表のとおり

区分	電力量料金単価
ピーク時	●●円/kWh
夏季（7月～9月）	●●円/kWh
その他季	●●円/kWh
夜間	●●円/kWh

基本料金及び電力量料金の単価は税込みである。

（2）（1）以外の施設

基本料金 ●●●円/kW

電力量料金 表のとおり

区分	電力量料金単価
夏季（7月～9月）	●●円/kWh
その他季	●●円/kWh

基本料金及び電力量料金の単価は税込みである。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額の改定することができる。

（燃料費調整の単価）

第3条 燃料費単価の調整については、九州電力の定める標準供給条件によるものとする。

（契約金額）

各施設の積算単価によって変わります。

(需要場所及び期間)

第4条 受注者が電気を需給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場所 別紙の仕様書のとおり

期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(契約保証金)

免除の有無によって上段または下
段のいずれかになります。

(契約保証金)

第5条 鹿屋市契約規則第35条第●号の規定により免除とする。

(鹿屋市契約規則第32条の規定により契約金額(契約単価に予定使用電力量を乗じた金額)の100分の10以上とする。)

(再委任等の禁止)

第6条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力量の計算)

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合等、受注者の供給条件に特段の定めがある場合は、発注者と受注者とが協議の上、契約電力を決定する。

(使用電力量の計量)

第9条 受注者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者から受領し、算出した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を発注者に通知しなければならない。

(料金の算定)

第10条 料金の算定は1月(先月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第11条 受注者は、第9条の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項の電気料金は、電力量料金に該当月における使用電力量を乗じて得た額及び基本

料金に契約電力を乗じて得た額並びに九州地区の旧一般電気事業者の定める需要標準供給条件により算出した額（燃料費調整等）の合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があった時は、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第12条 発注者は、第11条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（事情変更）

第13条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事業の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者と受注者とが協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、書面により定めるものとする。

（賦課金）

第14条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、九州地区の旧一般電気事業者の定める需要標準供給条件による。

（発注者の解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （3）第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- （4）受注者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、予定契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により専任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により専任された再生債務者等
- 3 発注者は、第1項の規定により契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害がある

ときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第15条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項に規定する協議が整わないとき。

(2) 天災その他の不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(その他)

第21条 この契約書に定めのない事項については、九州地区の旧一般電気事業者の定める需要標準供給条件並びに九州地区の旧一般電気事業者の定める選択供給条件による。

2 この契約書の履行については、この契約条項に定めるもののほか、必要に応じて特約条項を定める。

3 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、

それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
氏名 鹿屋市 代表者 鹿屋市長 ●● ●● 印

受注者 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 ●●●●●●●●●●●●●●●●
代表取締役 ●●● ●● 印

談合等の不正行為に関する特約条項

発注者及び受注者は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又はその代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又はその代理人(受注者又はその代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又はその代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを受注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又はその代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその代理人(受注者又はその代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当する

ときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

仕 様 書

1 概要

(1) 件名

鹿屋市役所本庁舎外54施設で使用する電気

(2) 需要場所

表1のとおり

(3) 業種及び用途

官公署ほか

2 仕様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6,000V
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,000V
エ 標準周波数	60Hz

(2) 予定使用電力量、予定契約電力

ア 予定使用電力量	9,361,460kwh
-----------	--------------

(月別の予定使用電力量は表2のとおり。増減有り。)

イ 契約電力

i) 市役所本庁舎	650kW
鹿屋市立南部学校給食センター	700kW
鹿屋市立北部学校給食センター	550kW

(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される数値の需要電力で原則とし、これを越えないものとする。ただし、鹿屋女子高等学校のみ実量制とします。)

ii) 市役所本庁舎及び南部学校給食センター、北部学校給食センター以外の施設
--

各月の契約電力は、供給開始後1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。

(3) 契約供給期間

令和4年4月1日0時00分から令和5年3月31日24時00分まで

(4) 需給地点

需要場所の構内引込柱に鹿屋市が施設する受電用負荷開閉器の電源側接続点

(5) 計量地点

需要場所の構内引込柱

(6) 電気工作物の財産分界点

需要地点に同じ。ただし、取引用計量器及び付属装置は九州管内の旧一般電気事業者の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3 その他

その他この仕様書に定めのない事項については、別途発注者の指示に従うものとする。